

○雲仙市物品調達等の指名基準

平成29年3月23日

告示第20号

最終改正 令和2年7月6日 告示第139号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する物品調達等において、指名業者を選定するに当たり、考慮すべき事項等について定めるものとする。

(留意事項)

第2条 雲仙市物品調達等競争入札参加資格審査及び選定要綱（平成18年雲仙市告示第179号。以下「要綱」という。）第10条の規定による留意については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 受注状況、経営状態等による債務履行能力 受注状況については現に受注している市が発注した物品調達等の契約と同時に履行する能力があるかどうかを総合的に勘案し、経営状態については雲仙市建設コンサルタント業務等の指名基準（平成17年雲仙市告示第73号）の2を準用して、判断する。

(2) 当該債務の履行場所その他の地理的条件 本店、支店又は営業所の所在地及び市内での営業実績等からみて、当該物品調達等の納入、業務等の実施体制が確保できるかどうかを総合的に勘案し、判断する。

(3) 不誠実な行為の有無 雲仙市建設コンサルタント業務等の指名基準の1を準用して、判断する。

2 発注しようとする物品調達等を所管する課の長は、当該物品調達等の履行に特別な許可、資格等又は何らかの確認を要する場合において、必要と認めるときは、履行の可否等に関する確認を行うことができる。

(確認の方法)

第3条 前条第2項の履行の可否等に関する確認は、**緊急を要する場合を除き、原則として**予算の執行が可能となったときから契約検査課長に入札事務を依頼する前までの間に、履行の可否確認書（別記様式）により、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他の方法により行うものとする。ただし、必要と認めるときは、任意の様式により行うことができる。

2 前条第2項の履行の可否等に関する確認の対象者は、要綱第6条に規定する有資格者とする。ただし、必要に応じ、総務部契約検査課と協議して、対象者を選定することができるものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に発注する物品調達等について適用する。

附 則（令和2年7月6日告示第139号）

この告示は、公布の日から施行する。

履行の可否確認書

様

雲仙市 部
課長
〔担当： 〕
〔電話： FAX： 〕

雲仙市が発注を予定する以下の入札案件について、雲仙市物品調達等の指名基準第2条の規定により、履行の可否を確認したいので、下記に記載のうえ期限までに回答願います。

入札予定案件

入札名称			
発注予定時期		予定履行期間又は納期限	
履行内容			
許可、資格等			
回答期限			

※この入札は、予定であり、実施しない又は履行内容が変更になる場合があります。

また、本確認書が直ちに入札時の指名につながるものではありませんので、予めご了承ください。

記

雲仙市 部
課長 宛

上記について、以下のとおり回答します。

回 答 日	年 月 日
履行の可否	履行可 ・ 履行不可 (左記のいずれかを○で囲んでください。)
【履行可の場合】 いずれかの番号を○で囲んでください。 <u>2を選択の場合は理由を記入してください。</u>	1 問題なく履行可能である。 2 現時点では判断が困難であるが、支障がなければ履行可能である。 (※どのような支障があるのかお書きください。)
【履行不可の場合】 いずれかの番号を○で囲んでください。 <u>6を選択の場合は理由を記入してください。</u>	3 予定履行期間は、実施体制が確保できない。 4 商品の取り扱いがない。 5 市が求める許可・資格・実績等がない。 6 予定履行期間に完成又は納入することができない。 (※完成又は納入することができない理由をお書きください。) 7 その他()

回答者

住所 商号又は名称 代表者職氏名 電話番号・FAX番号 担当者氏名	
---	--

※ 回答にあたっては、送信表は不要です（そのまま、本書をFAXにて送信してください。）。